

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-44)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	則久雅司(特定廃棄物担当参事官)		
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処				
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。				目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画 等		政策評価実施予定時期	令和4年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1 対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数(累積)	1市町村	H27年度	11市町村	7市町村	7市町村	7市町村	7市町村	11市町村			・避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)の発生推計量や原子力災害対策本部による各市町村の避難指示解除時期を参考にしつつ、公表資料「国直轄による福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況」で記載している各市町村の進捗状況を踏まえて記載。
2 <対策地域内廃棄物・指定廃棄物>特定廃棄物埋立処分施設への搬入量	0	H29年度	5万㎡(袋)程度	7.5万㎡(袋)程度	5万㎡(袋)程度	5万㎡(袋)程度	5万㎡(袋)程度	-	-	・対策地域内廃棄物及び指定廃棄物(可燃性廃棄物の焼却灰及び不燃性廃棄物)の処理の進捗を示す指標として、公表資料「特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画に基づく「搬入の考え方」について」に定める総搬入可能量を目標値とし、また特定廃棄物埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。令和4年度以降の目標値については事業進捗等を踏まえ今後設定。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー 事業番号	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度							
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業 (平成23年度)	145,542 (88,011)	105,383 (72,048)	105,924 (83,262)	76,797	1.2	放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。				0154	
施策の予算額・執行額	145,542 (88,011)	105,383 (72,048)	105,924 (83,262)	76,797	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針				

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-45)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	川又孝太郎(環境再生事業担当参事官) 鮎川智一(環境再生施設整備担当参事官)
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				目標設定の考え方・根拠	・今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針 ・各市町村毎の特別地域内除染実施計画 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等	政策評価実施予定時期	令和4年8月
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1 除去土壌等の仮置場等の解消等	除去土壌等の仮置場等の管理・原状回復、除去土壌の処分	長期的な目標		「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定				
2 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	長期的な目標		令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定				
3 仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	254万m ³	令和3年度		令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度				
(1) 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(平成23年度)	161,046 (114,060)	117,526 (95,802)	45,310 (41,542)	25,264	1	https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/review_r03/rs2021pdf/20015500_fukkocho.pdf	0155	
(2) 中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	176,430 (167,519)	218,781 (161,880)	525,901 (503,124)	187,241	2	https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/review_r03/rs2021pdf/20015600_fukkocho.pdf	0156	
施策の予算額・執行額	337,476 (281,580)	336,307 (257,683)	571,211 (544,666)	212,505	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋)		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策				担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担 当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木章記(放射線健康 管理担当参事官)				
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。				政策体系上の 位置付け	10. 放射性物質による環境汚染への対処						
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消			目標設定の 考え方・根拠	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく 福島復興再生基本方針	政策評価実施予定時期	令和4年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度			
1 研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影 響、健康不安対策等に関 する調査研究)	15	H24年度	20	—	20	20	20	20	20	20	20	福島復興再生基本方針等で、放射線の人体への影響等に関する調査の重要性について指摘されている。被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究成果(福島県内外での疾病罹患動向の把握、放射線被ばくの線量評価、被災者の健康管理に資する放射線の健康影響の解明、被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査等)を得る必要がある。必要とされる研究課題を精査し、所用の研究成果を得ることで、政策に必要な知見を得てきたところ。
2 受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者 研修会、専門家派遣平均)	83	R2年度	80	—	—	—	—	80	80	80	80	統一的な基礎資料の情報を更新し、公開及び配布するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等への研修や福島県及び福島近隣県を中心とした住民向けセミナーや少人数での意見交換会等を、対象のニーズに応じた内容と講師で行う必要がある。
3 受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見 交換会平均)	98	R2年度	80	—	—	—	—	80	80	80	80	相談員が、住民に寄り添いながら、住民が抱える放射線や健康不安等に関する関心・要望等に適切に対応してためには、個々のニーズに応じた科学的・技術的な面からの支援(専門家の派遣)が必要である。目標値としては、12市町村のニーズに適切に対応するため、個々の事案や研修への専門家派遣を定期的に行うことを考慮して設定。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
4 福島県「県民健康調査」の 進捗	—	H26年度	—	—	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援	東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金(782億円)を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
原子力被災者に対する健 (1) 康管理・健康調査 (平成23年度)	2,170 (1,343)	2,077 (1,487)	1,976 (1,418)	1,887	1.2.3.4	<p>福島県民等の放射線被ばくによる健康管理や健康不安対策のため、中長年にわたる放射線の健康影響に係る調査研究、内部被ばくの正確な推計による被ばく線量評価等に関する調査研究、不安を抱く住民に対する安心リスクコミュニケーション事業などを実施することにより、原子力被災者の健康確保、不安解消を図る。</p> <p>また、茨城県東海村及び那珂市において希望者に対する健康相談及び心のケア相談等を行う。</p> <p>※東海村臨界事故については、原子力規制委員会の発足後に文部科学省から移管された業務のみレビュー対象。</p>	0321
施策の予算額・執行額	2,170 (1,343)	2,077 (1,487)	1,976 (1,418)	1,887	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針 	